2026年11月13日

各　位

本社所在地　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
会　社　名　RIZAPグループ株式会社
代表者名　代表取締役社長　瀬戸　健
コード番号　2928　札幌証券取引所アンビシャス
問合せ先　財務経理本部長　舛野大輔
電話番号　03-5337-1337
ＵＲＬ　https://www.rizapgroup.com/

銀行からの資金の借入及びCBM株式会社等からの借入の返済に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、財務基盤の自立とガバナンスの一層の強化に向けた取り組みの一環として、株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行からの資金の借入（以下「本借入」といいます。）を行い、本借入による資金を原資として、当社代表取締役社長の資産管理会社であるCBM株式会社からの借入の返済（以下「本件返済」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2024年３月７日付適時開示「今後の財務基盤強化及び成長投資加速の方針について」等でお知らせしたとおり、東京証券取引所プライム市場への新規上場に向けた準備（以下「新規上場準備」といいます。）を進めております。本借入及び本件返済は、当該新規上場準備の一環として行うものです。また、本借入によるCBM株式会社への返済は関連当事者との取引にあたるため、特別委員会から意見を入手しており、その意見を踏まえて実行いたします。その内容を「４．支配株主との取引等に関する事項」に記載しております。

１．借入の理由

本借入は、当該新規上場準備における課題の一つである以下の２点を解消し、当社グループの資金調達を、代表取締役社長及びその資産管理会社並びに上場子会社に依存しない、金融機関からの借入を中心とした自立的で透明性の高い構造へ移行するための資金を調達するものです。当社は、財務基盤の整備を着実に進めてまいりましたが、本借入により、その取り組みをさらに前進させます。

・ 当社代表取締役社長の資産管理会社であるCBM株式会社からの借入（資本性劣後ローン100億円及び未払利息19億円、借入金５億円、合計124億円）に係る関連当事者取引の解消

・ 当社上場子会社等からの借入の解消

なお、資本性劣後ローンの返済により、当社の連結財政状態計算書上の資本は減少し、有利子負債は増加いたします。一方で、関連当事者との資金関係を解消し、金融機関のシニアローンを中心とした、より健全で透明性の高い資金調達構造へ移行できることから、当社は、中長期的には財務の自立とガバナンスの強化に資すると考えております。影響額は「３．今後の見通し」をご参照ください。

２．借入の内容

項目	内容
(1) 借入先	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行
(2) 契約形態	コミットメントライン契約

項目	内容
(3) 借入極度額	174.47億円（みずほ銀行103.50億円、りそな銀行70.97億円）
(4) 契約締結日	2026年11月26日（予定）
(5) 借入実行日	2026年11月30日以降（予定。一部分割実行の可能性あり。）
(6) 最終返済期日	2027年３月31日（予定）
(7) 返済方法	約１億円/月
(8) 借入金利	日本円TIBOR＋スプレッド
(9) 担保・保証	無担保・無保証
(10) 財務制限条項等	①決算期末の連結純資産を、2026年３月期末の連結純資産から永久劣後特約付極度貸付契約に基づく調達額（本件返済対象となる資本性劣後ローン）を控除した金額（545.59億円）の80％（436.47億円）以上に維持すること。②連結営業損益（IFRS）を損失としないこと。
(11) 資金使途	上記「１．借入の理由」に記載の２点の解消に充当
(12) その他	本借入は、最終返済期日までに、株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社りそな銀行をコ・アレンジャーとする総額引受方式（投資家招聘の結果に関わらず、全額の引受を両行が保証する組成方式）のシンジケートローンによりリファイナンスすることを予定しております。リファイナンス後の借入は、契約期間3.5年、返済ピッチ７年となる予定です。なお、シンジケートローンの組成については、本借入の期限までに両行及び当社の所定の決裁手続きを経る予定です。

３．今後の見通し

本借入及び本件返済に伴う当社の連結財政状態及び連結業績への影響は、以下のとおり見込んでおります。

- 資本：資本性劣後ローンの返済により、連結財政状態計算書上の資本（その他の資本性金融商品）が100億円減少する見込みです。
- 有利子負債：本借入により、連結有利子負債が149.47億円増加する見込みですが、連結現預金も27.45億円増加いたしますため連結ネット有利子負債額の増額は122.02億円となります。
- 損益：リファイナンス後の支払金利（見込）はリファイナンス前の加重平均金利を下回るため、本借入後の支払金利は減少する見込みです。一方、2027年６月以降は元本の返済が始まり、年間の約定弁済額は増加する見込みです。

４．支配株主との取引等に関する事項

(1) 取引の概要及び支配株主との取引等に該当する旨

当社代表取締役社長の瀬戸健は、同氏が代表取締役を務めるCBM株式会社の持分を含め、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であり、本件返済は支配株主との取引等に該当します。

CBM株式会社からの資本性劣後ローンは、現行の契約上、資本性の資金が当社代表取締役社長又はCBM株式会社から当社に投入された場合にのみ返済が可能とされています。当社は、本借入を原資とする返済を可能とするため、CBM株式会社との間で契約変更を行ったうえで、本件返済を実行する予定です（契約変更日：2026年11月25日（予定）、返済予定日：2026年11月30日）。

(2) 本件返済の目的及び留意点

本件返済の目的は、関連当事者取引を解消し、代表取締役社長及びその資産管理会社への資金面の依存をなくすことで、当社のガバナンスの透明性と資金調達の独立性を高めることにあります。2024年６月のＳＯＭＰＯホールディングス株式会社との資本業務提携に伴う第三者割当増資や、２期連続の最終黒字（親会社の所有者に帰属する当期利益）を経て財務基盤の安定化が進んだことから、これを実行できる環境が整ったと判断しました。本件返済により、以下の効果を見込んでおります。

・ ガバナンス：関連当事者取引及び支配株主等への資金面の依存を解消し、すべての株主の皆様にとって、より透明で独立性の高い経営体制を整えます。

・ 資金調達構造：金融機関からのシニアローンを中心とした、一般的で持続可能な調達構造へ移行し、資金繰りの安定性と調達の透明性を高めます。

・ 資本コスト：返済対象の資本性劣後ローンの金利に対し、本借入後の調達金利はこれを下回る見込みで、支払金利は減少する見込みです。また、加重平均資本コスト（WACC）の低下を通じて、企業価値の向上も期待できると考えております。

・ 投資家の皆様からの信頼：関連当事者との資金関係を整理することで、投資家の皆様への説明責任を高め、市場からの信頼向上につなげてまいります。

一方、本件返済には以下の留意点があります。

・ 現時点で返済義務のない資金の返済：資本性劣後ローンは、現行の契約上、資本性の資金が投入された場合にのみ返済が可能とされるものであり、これを本借入（シニアローン）で返済することで、当社の資金負担及び財務構造に影響が生じます。関連当事者への返済が優先される点については、少数株主への影響の観点から特別委員会で検討しました。

・ 資本の減少と有利子負債の増加：「３．今後の見通し」に記載のとおりです。

・ 返済負担：2027年３月に予定するシンジケートローン化後は、７年ピッチで3.5年間にわたり返済義務が生じ、期日には残債のリファイナンスが必要となります。この点については、現状の当社グループのキャッシュ・フロー創出力に照らして弁済可能な水準と見込んでおり、今後も事業キャッシュ・フローの着実な創出と資金繰り管理に努めてまいります。

(3) 少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とする旨を示しております。本件返済の返済額は既存の契約に基づく元本及び経過利息であり、返済に際して新たな金利・手数料等の経済条件を設定するものではありません。また、本件返済を可能とするための契約変更も、返済額・金利等の経済条件の変更を伴いません。これらに加え、下記（4）の措置を講じ、下記（5）のとおり特別委員会から意見を入手していることから、本件返済は当該指針に適合していると判断しております。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件返済の公正性を担保し利益相反を回避するため、2026年11月５日に、支配株主と利害関係を有しない当社の独立社外取締役５名（寺門峻佑（委員長・弁護士）、藤田勉、松岡真宏、車谷暢昭、東條愛子）で構成される特別委員会を設置し、本件返済の是非及び条件について諮問しました。特別委員会は、支配株主の参加・介入を受けることなく審議を行っており、また、当社は、本件返済に関し、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業から助言を受けております。さらに、本日開催の取締役会においては、特別の利害関係を有する代表取締役社長　瀬戸健は、審議及び決議に参加しておりません。

(5) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2026年11月12日付で、特別委員会から、本件返済は当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を入手しております。その概要は以下のとおりです。

・ 手続の公正性：特別委員会の委員の構成（独立社外取締役のみ）、審議・検討の過程、社外専

門家の助言、取締役会での利益相反回避の措置の有無の確認等の事項を協議し、利益相反回避措置が講じられていると結論付けられました。

- 必要性：主としてガバナンスの適正化（新規上場準備の一環としての支配株主からの借入の解消）、資金調達の独立性・多様化、金利負担の軽減、加重平均資本コスト（WACC）低下による企業価値向上の可能性等が認められると結論付けられました。
- 相当性：財務健全性の確保、返済の確実性、信用力の維持等の論点について、懸念が限定的又は管理可能であることが確認され、相当性が認められると結論付けられました。

特別委員会は、以上から、本件返済は必要性及び相当性が認められ、当社の少数株主にとって不利益なものではないと結論づけております。

(6) 当社の判断

当社は、以上を総合的に勘案し、特別委員会の意見を最大限尊重のうえ、本件返済は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断しております。

当社は、本借入及び本件返済を通じて、財務面及びガバナンス面の課題の解消を着実に進めてまいります。今後も、株主の皆様に対する説明責任を果たしながら、中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

ご参考

本借入にあたり、借入先である株式会社みずほ銀行及び株式会社りそな銀行からは、当社の財務基盤の整備及びガバナンス強化に向けた取り組みを支援する旨のコメントをいただいております。両行のコメントの詳細は、本日開催の決算説明会の資料（P.36）に記載しており、同資料は本日中に当社ウェブサイト https://ssl4.eir-parts.net/doc/2928/ir_material_for_fiscal_ym/217741/00.pdf に掲載する予定です。

現時点では、東京証券取引所への新規上場申請日及び上場承認日は未定であり、不確定な要素も含まれるため、新規上場申請に向けた準備を中止する可能性があります。また、当社の新規上場申請が株式会社東京証券取引所の承認を受けられるかどうかにつきましても、何らかの理由で上場審査基準を満たさない場合には、承認されない場合があります。本借入及び本件返済は、同取引所への上場を保証するものではありません。今後、本件に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上